

企画競争実施の公示

令和 2 年 7 月 7 日

独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役 理事 吉田 育代

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名

J R 北海道、J R 四国及び J R 貨物の経営自立に向けた調査

(2) 業務概要

J R 北海道、J R 四国及び J R 貨物を取り巻く社会経済動向の変化等、各社の経営自立に向けた今後の対応方策の検討に必要な基礎的情報の収集・分析を行う。また、今後の厳しい経営環境が予想される J R 四国が、鉄道及び関連事業部門の経営改善に向けて中・長期的に実施すべき取組やそれを通じてどのような会社を目指すべきか、あわせて、経営改善に向け基本的指標の効果的な収集・分析を可能とするための同社における現状の問題点及び改善方策について検証し、報告書を作成する。

(3) 履行期限 令和 3 年 3 月 23 日（火）

2. 企画競争参加資格要件

(1) 特例業務所管組織契約事務規程（平成 20 年 4 月 1 日機構規程第 34 号）第 4 条の規定に該当しない者であること。

(2) 特例業務所管組織物品購入等競争参加者資格確認取扱規程（平成 20 年 4 月 1 日機構規程第 38 号）に基づき、平成 31・32・33 年度物品購入等競争参加資格確認者のうち、理事（国鉄清算事業担当）から業種区分「役務提供等（調査・研究）」について物品購入等競争参加資格確認書の交付を受けている者。又は当機構理事長から平成 31・32・33 年度物品購入等競争参加資格確認書の交付を受けている者で業種区分「役務提供等（調査・研究）」について確認書の交付を受けている者。

なお、平成 31・32・33 年度の全省庁統一資格において「役務の提供等（調査・研究）」（等級及び地域は問わない）の資格を有する者は、上記の資格の認定を受けているものとみなす。

(3) 公示の日から企画提案書の特定までの期間、当機構本社又は国の各機関から指名停止を受けていないこと。

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、理事長から物品購入等競争参加資格確認書の再認定を受けること。

3. 手続等

(1) 担当部署

〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町 6-50-1 横浜アイランドタワー
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
経営自立推進・財務部 経営自立推進・財務企画課
電話 045-222-9636 FAX 045-222-9857

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間 令和 2 年 7 月 7 日から令和 2 年 8 月 5 日まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）の
10 時 00 分から 17 時 00 分まで（12 時 00 分から 13 時 00 分を除く）

場所 (1) に同じ。

方法 説明書の交付を希望する場合は、予め (1) の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

期限 令和 2 年 8 月 6 日 17 時 00 分

場所 (1) に同じ。

方法 8 部提出。持参、郵送（書留郵便に限る。）に限る。

企画提案書には、参加資格要件に適合する書類の写し、業務実績及び経験を称する書類並びにパンフレット等の会社概要が判る資料を添付すること。郵送の場合は上記提出期限期日に必着のこと。提出期限以降における企画提案書の差し替え又は再提出は認めない。

(4) 企画提案書の特定に当たっては、必要に応じてヒアリング等を実施し、企画提案書の内容について確認する場合がある。

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3 (1) に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出並びにヒアリングへの出席に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 特定しなかった企画提案書は、原則返却する。（返却を希望しない提案者は、その旨を企画提案書を提出する際に申し出るものとする。）

(5) 企画競争委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(6) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがある。

(7) 特定した企画提案書等については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づく開示請求があった場合、開示対象となり得る。

(8) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、機構の契約事務規程に基づく契約手続の完了までは、機構との契約関係を生じるものではない。

(9) 契約に係る情報提供の協力依頼

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところである。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表するので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなすため、ご了承ください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表することがあり得るので、ご了承ください。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

ア 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量（工事(設計等の役務を含む。)の名称、場所、期間及び種別)、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

ア 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

イ 当機構との間の取引高

ウ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3 分の 1 以上 2 分の 1 未満、2 分の 1 以上 3 分の 2 未満又は 3 分の 2 以上

エ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

③ 当方に提供していただく情報

ア 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

イ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④ 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として 72 日以内

(10) その他の詳細は説明書による。

(11) 契約締結後、機構と受注先との協議の上で業務計画を変更する場合がある。